

第30号議案

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	1～2
2 新旧対照表	3～4

教育委員会

令和3年2月



1 条例改正の概要

(1) 改正の趣旨

教育委員会の事務局等に勤務する管理職の学校職員に係る人事評価の結果を人事管理の基礎として活用することに伴い、当該学校職員に係る勤勉手当の取扱いを見直したい。

(2) 改正の内容

ア 対象者等

部局	所属名	管理職 人数	人事評価	勤勉手当の取扱い	
				改正前	改正後
市長	子育て支援課、こどもみらい課、長崎学研究所、幼児課（認定こども園長崎幼稚園）	2(6)	長崎市職員と同様の取扱い	市町村立学校県費負担教職員と同様の取扱い	長崎市職員と同様の取扱い
	生涯学習課、香焼図書館、学校教育課、健康教育課	9(24)			
	教育研究所	2(7)			
教育委員会	高島幼稚園	0(2)	市町村立学校県費負担教職員と同様の取扱い	市町村立学校県費負担教職員と同様の取扱い	同左
	長崎商業高等学校	3(49)	長崎県立の高等学校の職員と同様の取扱い	長崎県立の高等学校の職員と同様の取扱い	同左
合計		16(88)	※()内は、管理職以外の職員も含めた人数 ※人数は、令和2年4月1日現在		



… 今回の改正の対象者

イ 勤勉手当について

$$\boxed{\text{勤勉手当}} = \boxed{\text{勤勉手当基礎額 (※)}} \times \boxed{\text{成績率}} \times \boxed{\text{期間率}}$$

※勤勉手当基礎額 … (給料の月額+給料の月額に係る地域手当)
 + [(給料の月額+給料の月額に係る地域手当) × 役職加算率]

(3) 本市における人事評価の実施について

ア 人事評価について

任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価[地方公務員法(昭和25年法律第261号)]

人事評価の種類	定義	評価方法
能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価すること	評価項目ごとの評価(個別評語)及び当該評価の総括的な評価(能力評価全体評語) ※5段階評価
業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の難易度及び達成度により、その業務上の業績を客観的に評価すること	業務目標ごとの目標達成度に応じた総括的な評価(業績評価全体評語) ※5段階評価

イ 実施(活用)時期(予定)

時期	管理職 (課長補佐以上)	一般職
令和2年度(9月~)	試行的運用	試行的運用
令和3年度	本格実施	
令和4年度	評価結果の勤勉手当への活用開始	本格実施
令和5年度以降		評価結果の勤勉手当への活用開始

(4) 施行日

令和4年4月1日

2 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成3年長崎市条例第14号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 長崎市立長崎商業高等学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。次号において同じ。)及び実習助手</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 長崎市立長崎商業高等学校の事務職員のうち教育委員会が別に定める者</p> <p>(5) 第1号及び前号に掲げる者のうち、事務局、学校以外の教育機関等に勤務を命ぜられたもの</p> <p>2 [略]</p> <p>(支給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(学校に勤務する学校職員の給料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる学校職員に支給する給料等及び義務教育等教員特別手当は、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校教職員給与等条例」という。)の規定を準用するものとし、その学校職員に適用される給料表、職務の級及び号給並びにその者</p>	<p>○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成3年長崎市条例第14号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 長崎市立長崎商業高等学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。次号において同じ。)及び実習助手</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 長崎市立長崎商業高等学校の事務職員のうち教育委員会が別に定める者</p> <p>(5) 第1号及び前号に掲げる者のうち、事務局、学校以外の教育機関等に勤務を命ぜられたもの</p> <p>2 [略]</p> <p>(支給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(学校に勤務する学校職員の給料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる学校職員に支給する給料等及び義務教育等教員特別手当は、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校教職員給与等条例」という。)の規定を準用するものとし、その学校職員に適用される給料表、職務の級及び号給並びにその者</p>

現 行	改 正 案
<p>の管理職手当及び管理職員特別勤務手当の額並びにその者の義務教育等教員特別手当の額は、市長又は教育委員会が別に定める。</p> <p>(事務局等に勤務する学校職員の給料等)</p> <p>第5条 第2条第1項第5号に掲げる学校職員に支給する給料等(管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。)は、市町村立学校教職員給与等条例又は職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)の規定を準用するものとし、その学校職員に適用される給料表、職務の級及び号給は、教育委員会が別に定める。</p> <p>2 第2条第1項第5号に掲げる学校職員に支給する管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、本市の職員の例による。</p> <p>第6条～第13条 [略]</p>	<p>の管理職手当及び管理職員特別勤務手当の額並びにその者の義務教育等教員特別手当の額は、市長又は教育委員会が別に定める。</p> <p>(事務局等に勤務する学校職員の給料等)</p> <p>第5条 第2条第1項第5号に掲げる学校職員に支給する給料等(同号に掲げる者のうち<u>教育委員会が別に定めるもの</u>に係る勤務手当並びに同号に掲げる者に係る<u>管理職手当及び管理職員特別勤務手当</u>を除く。)は、市町村立学校教職員給与等条例又は職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)の規定を準用するものとし、その学校職員に適用される給料表、職務の級及び号給は、教育委員会が別に定める。</p> <p>2. 第2条第1項第5号に掲げる学校職員に支給する<u>勤務手当(教育委員会が別に定める者に係るものに限る。)</u>、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、本市の職員の例による。</p> <p>第6条～第13条 [略]</p>